



文化財保護の功績をたたえ表彰 文化財保護賞の受賞者が決定しました

問/文化財保護課 ☎027-321-1292

今年度の市文化財保護賞が、故関口清さんと八幡八幡宮に決まりました。同賞は、文化財の保護・普及などに功績のあった個人や団体をたたえるもので、11月26日に市役所で授賞式が行われました。

受賞者の紹介

▶昨年9月に亡くなった関口清さんは、昭和2年に国指定史跡となった「大鶴巻古墳」（倉賀野町）東側土地の元所有者です。大鶴巻古墳は墳丘全長123mの前方後円墳で、形状などの特徴から、4世紀末から5世紀初頭に造られたとされています。関口さんは生前、史跡の保存・活用のため、所有する土地3,041m²を市へ寄付。親族は「市に寄付したことにより、古墳の全容がどんどん解明されていって、多くの人に訪れてもらえる古墳になればうれしいです」と話しました。



大鶴巻古墳

▶県指定重要文化財である八幡八幡宮は、市指定重要無形民俗文化財・太々神樂の奉納をはじめとするさまざま



賞状を受け取った、関口清さんの親族（左）と八幡八幡宮の宮司。竹林英彦さん

ざまな神事や年間行事を通じ、地域に開かれた神社として親しまれています。令和4年度には、市の「文化財保存事業」補助金を活用して拝殿屋根の補修工事を実施。工事から得られた新たな発見や八幡八幡宮の歴史などをまとめた報告書を作り、文化財の価値をより高めています。宮司の竹林英彦さんは「文化財を維持管理していくためには、しっかりと調査・検討をして、修理と保存活動をしていくことが大事だと思います。この受賞を機に、八幡八幡宮の魅力を広く人々に知ってもらって、地域で協力して文化財の維持、保存につなげていきたいです」と思いを語りました。



神楽殿での太々神樂

自動で警告メッセージが流れる電話機などが対象 詐欺電話防止のための電話機の購入費用を補助します

問/防犯・青少年課 ☎027-321-1297

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が、全国で多発しています。本市でも、親族を名乗って金銭を要求したり、警察署や市の職員などを名乗って資産状況や個人情報を聞き出したりする事例が起きています。

こうした高齢者の詐欺被害を未然に防ぐため、通話内容を録音する旨の警告メッセージが着信時に自動で流れる電話機などの購入費用を補助しています。補助金額は、機器の購入費用の2分の1で、最大5,000円です。設置や付属品の購入などにかかる費用は対象になりません。

申し込みは、3月31日(火)までに、市役所16階同課か各支所地域振興課にある申請書に記入して、必要な物を持って同課へ。申請書は、市ホームページ（右記）からダウンロードもできます。



対象となる人

次の全てに当てはまる人①本市に住民登録があり、その住所に居住している②昭和31年4月1日以前に生まれた③市税の滞納がない

対象となる機器

次の全てに当てはまる物①「通話が録音されます」などの警告メッセージが自動で流れる②通話内容が自動で録音される③新品で購入して、自宅に設置した

必要な物

- 領収書
- カタログや取扱説明書など購入した機器の機能が確認できる物のコピー
- 申請者の口座の分かる通帳のコピー
- 本人確認のできる物のコピー
- 代理人が申請する場合は委任状

住民票の写しが第三者に交付された場合に、交付情報をお知らせ 本人通知制度をご利用ください

問/市民課 ☎027-321-1233

「本人通知制度」は、登録者の住民票の写しが代理人や第三者に交付された場合に、交付した事実と内容を登録者にお知らせする制度です。本人が早期に知ることで、不正な取得である疑いがあれば、個人情報開示請求により事実関係を究明するきっかけとなります。また、本人通知制度が周知されることで、委任状の偽造などによる不正請求の防止につながりますので、ぜひ利用してください。

通知の対象となる証明書

- 住民票（除票含む）の写し
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄抄本（除籍含む）
- 戸籍附票（除附票含む）

通知の内容

通知の内容は、交付を請求した人の種別（代理人か第三者の別）、交付した年月日、交付した証明書の種類と通数で、登録者本人宛てに発送します。ただし、国や地方公共団体からの請求など、通知の対象とならない請求もある



ります。

制度の利用には事前の登録を

登録できるのは、次のいずれかに当てはまる人です。
登録は無料です。

- ①登録日に本市に住民登録か本籍がある
- ②過去に本市に住んでいたか本籍があった

登録を希望する人は、申請書とマイナンバーカードなどの本人確認のできる物（代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物と委任状）を持って、市役所1階市民課5番窓口か各支所市民福祉課、各サービスセンターで申請してください。郵送でも申請できます。申請書と委任状は、各課と市民サービスセンターにある他、市ホームページからダウンロードもできます。詳しくは、同課に問い合わせるか、市ホームページで確認してください。

本人通知制度の更新は有効期間満了日までに

有効期間は、登録日から3年です。有効期間が満了になる人には、事前に通知を発送します。引き続き制度を利用する場合は、更新の手続きが必要です。手続きは、有効期間満了の1か月前からできます。

地域でボランティア活動に尽力

市内の団体が厚生労働大臣表彰を受賞

問/社会福祉課 ☎027-321-1243

本市で活動する「社会教育ボランティアふれあいの会」が厚生労働大臣表彰を受賞しました。

平成9年に設立された同団体は、幼稚園や小学校、公民館などで行われる行事の際、保護者などの行事参加や負担軽減のために子どもを預かる活動を実施。長年にわたって子育て支援に尽力しました。



子どもの笑顔が活力の源です

現在は、福祉分野にも活動を広げ、高齢者施設でのレクリエーション指導や傾聴活動、地域サロンや福祉関係イベントの運営補助など、子どもから高齢者を対象に幅広く活動しています。

厚生労働大臣表彰とは、長年にわたり福祉分野でボランティア活動を率先して行うなど、その功績が特に顕著だと認められる人や団体を表彰するものです